

るとともに、その活動は沈滞し、1983年には教育の長期的大綱プランの準備という任務を断念した。

2-5. 国・州（政府・議会）による大学管理

2-5-1. 大学の設立・廃止、組織の改廃

州立大学の設立および廃止は、「国家の組織権力」(staatliche Organisationsgewalt) に属している。設立が法律の留保を受ける限りは、その廃止も法律の留保の支配下に置かれる。これは大学の本質的な改革、とくに総合大学を高等専門学校に改変、あるいは総合大学を専門高等教育機関に縮小する場合に、同様に適用される。これに対して、名称だけを変更、あるいは大規模大学の1学部ないし複数の学部を閉鎖もしくは他大学に移管する場合には、国家の組織権力の対象にならない。当該大学は存続を要求することはできない。しかし廃止によって、基本法第5条3項に保障された自治行政権 (Selbstverwaltungsrecht) が侵害されることになるため、大学の廃止が実施されるのは基本法に応じた場合のみである。なお、大学の廃止に伴う教員の異動は妨げられるものではない (高等教育大綱法第50条)。

HRG 第50条 服務法上の特別規定

- (2) 官吏の身分を有する大学教員は、当人の同意を得た上でのみ派遣し、又は転任させることができる。他の高等教育機関における同等の官職への派遣及び転任については、当該教員が勤務する高等教育機関若しくは学内施設が廃止、若しくは他の高等教育機関に統合される場合、又は当該教員が勤務する学修の部局若しくは専攻課程が全面的に若しくは一部が廃止、若しくは他の高等教育機関に移管される場合には、当該教員の同意を得なくても行うことが認められる；この場合、当該教員の任用にあたって受入れ高等教育機関又は学内施設が行うことのできる協力は、意見の聴取に限られる。

2-5-2. 大学・法人人事への関与

高等教育大綱法は、大学教員の招聘について規定している。

教授の招聘権は、各州の所轄機関 (学術担当省) が有する。教授は公募され、大学が作成する3名の候補者名簿の中から、大臣が1名を任命する。

2-5-3. 目標・計画設定と実施・評価システム

改正前の高等教育大綱法では、高等教育改革は大学と国の所轄機関との共同課題とされ、学修と研究の計画設定は大学の協力によることが規定されていた (旧第4条)。だが、この規定は1998年の第4次改正で削除された。

従来、大学に対するコントロール機能を果たしてきたのは、国の監督である。州は、法規監督と法規監督以外の監督 (いわゆる専門監督) を行う。法規監督は大学のすべての活動について合法性の観点から、専門監督は人事、経営、予算、財務の管理等について合目的性・経済性の観点から監督を行うものである。

1998年に改正された高等教育大綱法は、研究・教育の評価の実施を明文化している(第6条)。これにより大学自らが目標・計画設定を行い、その達成状況を評価されるシステムが徐々に浸透していくと考えられる。各州では現在、評価の体制、組織整備の作業が進められている。

HRG 第59条 監督

州は、法規監督(Rechtsaufsicht)を行う。法規監督の手段については、法律によってこれを定める。高等教育機関が国の任務を遂行する場合には、法律によって法規監督以外の監督について定めるものとする。

HRG 第6条 研究、教育、学術後継者の育成、ならびに男女同権の評価

研究と教育、学術後継者の育成、ならびに男女同権の実現における大学の活動は、定期的に評価されるべきである。教育の質の評価に際しては、学生が参加することができる。評価の結果は公表されるべきである。